平成 31 年 1 月 4 日

既存宅地確認を受けた土地を分割し豊橋市開発審査会基準第 16 号の
許可を申請する場合の取扱いについて

過去に既存宅地確認を受けて建築された土地を分割して利用する場合、既設建物の敷地に新たな建築行為がない場合は、既存建物の敷地が建築基準法等他法令の基準を満たすことの確認ができれば、既存建物の敷地においては開発審査会基準第 16 号の許可申請は必ずしも同時に行わなくてもよい取扱いとしましたのでお知らせいたします。
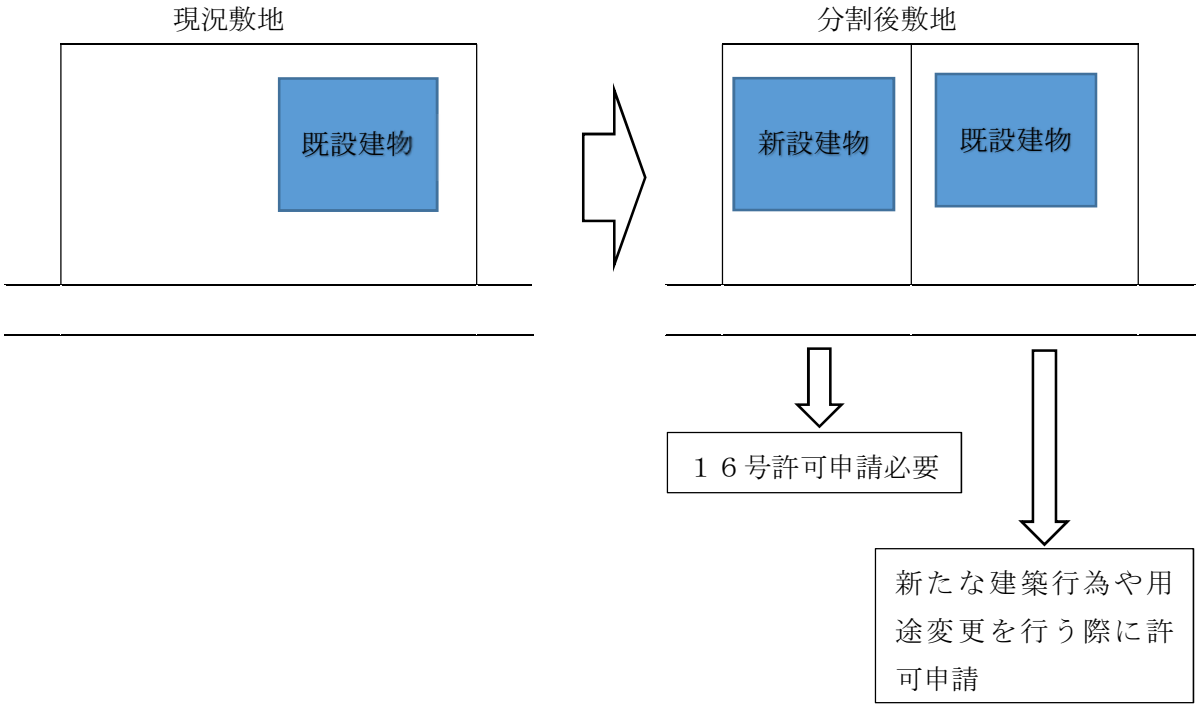
なお、既存建物の敷地での新たな建築行為や用途変更を行う際には、許可申請時点での許可基準に該当する内容での許可を受ける必要があります。